

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

条例第 33 号

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例（平成 27 年条例第 23 号）の一
部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「午後 10 時」を「午後 9 時」に改める。

第 11 条第 2 号中「使用日の 1 週間前」を「使用する日の 7 日前」に改め、「場
合で、町長が相当の理由があると認める」を削る。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 9 条関係）

(1) 基本使用料

使用区分		午前	午後	夜間	昼間	午後 ～ 夜間	全日
使用時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
施設 名	スペース1	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円
	スペース2	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円
	スペース3	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円
	和室	1,800円	2,400円	2,400円	4,200円	4,800円	6,600円

(2) スペース 1 及びスペース 3 について、面積の 2 分の 1 に相当する使用は上記
の規定による使用に係る使用料の 10 分の 5 に相当する額とする。

(3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、当該基本使用料の 10 割の額を
加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。